

「よかったら 議会報告会に来てみんなさい」

第 11 回 光市議会 議会報告会 & 意見交換会



大和会場

写真：平成30年度第10回市議会報告会



室積会場

開催時間はいずれも 18 : 30 ~ 20 : 00

開 催 日	場 所 ・ 担 当 班
11月12日（火）	室積コミュニティセンター・A班
	周防コミュニティセンター・B班
11月14日（木）	浅江コミュニティセンター・A班
	大和コミュニティセンター・B班
担当議員（50音順、敬称略） 【A班】磯部、河村、笹井、田中、仲山、西村、畠堀、萬谷、森重 【B班】大田、岸本、木村、田邊、土橋、中本、林、森戸	

第11回 光市議会報告会&意見交換会 次第

1 開会 (18:30)

開会あいさつ

コミュニティセンター館長あいさつ

2 議会からの報告

(1)環境福祉経済委員会

「アルゼンチンアリの防除に向けて（室積）／島田川の洪水対策（周防）／
光駅拠点整備基本計画について（浅江）／溝呂井公営住宅 非現地建て替
えについて（大和）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7～P 8

(2)総務市民文教委員会

「防災対策・小中一貫教育の導入」・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9～P10

(3)広報広聴特別委員会

「広報広聴特別委員会の設置と市議会モニター制度について」・・・ P11～P12

(4)議会改革推進特別委員会

「議会改革推進特別委員会の設置について」・・・・・・・・・・ P13～P14

3 その他の意見交換

「市議会に言いたい、聞きたい」

4 閉会

閉会あいさつ (20:00)

市議会の仕組み 「市議会ってどんなところ？」

市議会の役割

市民の代表である「市議会」

私たちのまち光市を、より住みよいまちにするためには、市民全員が生活のいろいろな問題について話し合い、解決し、推し進めていくことが大切です。しかし、市民全員が集まって話し合うことは、現実には困難です。そこで、市民の代表として、選挙により市長や市議会議員を選びます。

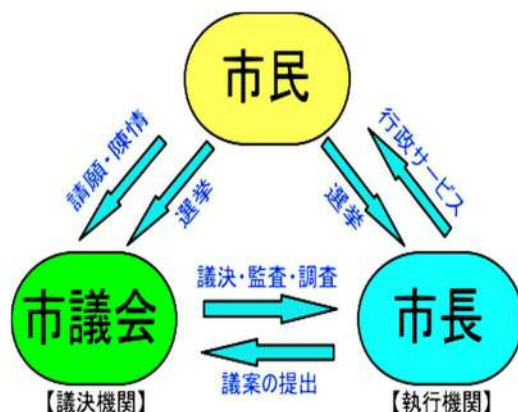
市長や市議会議員が、市民の皆さんに代わって生活環境の整備や、公共サービスの充実など、さまざまな課題について話し合い、ルールやお金を使い方を決める役割を担っています。このルールやお金の使い方を決める場を市議会といいます。

市長と市議会

市長は、市民が快適な生活を営めるように計画の策定や条例、予算を議会に提出し、市政の運営を担当します。このことから、市長は「執行機関」と呼ばれています。

これに対して、市議会は、市民が生活する上での問題の解決について考えたり、市長から提出された条例や予算などが適正かどうか審議・議決し、また、市長の行う行政が適正に行われているかチェックします。このことから、市議会は「議決機関」と呼ばれています。

市長と市議会は、独立・対等の立場にあり、両者はちょうど車の両輪のように、互いに協力しあって市政の発展のために活動しているのです。



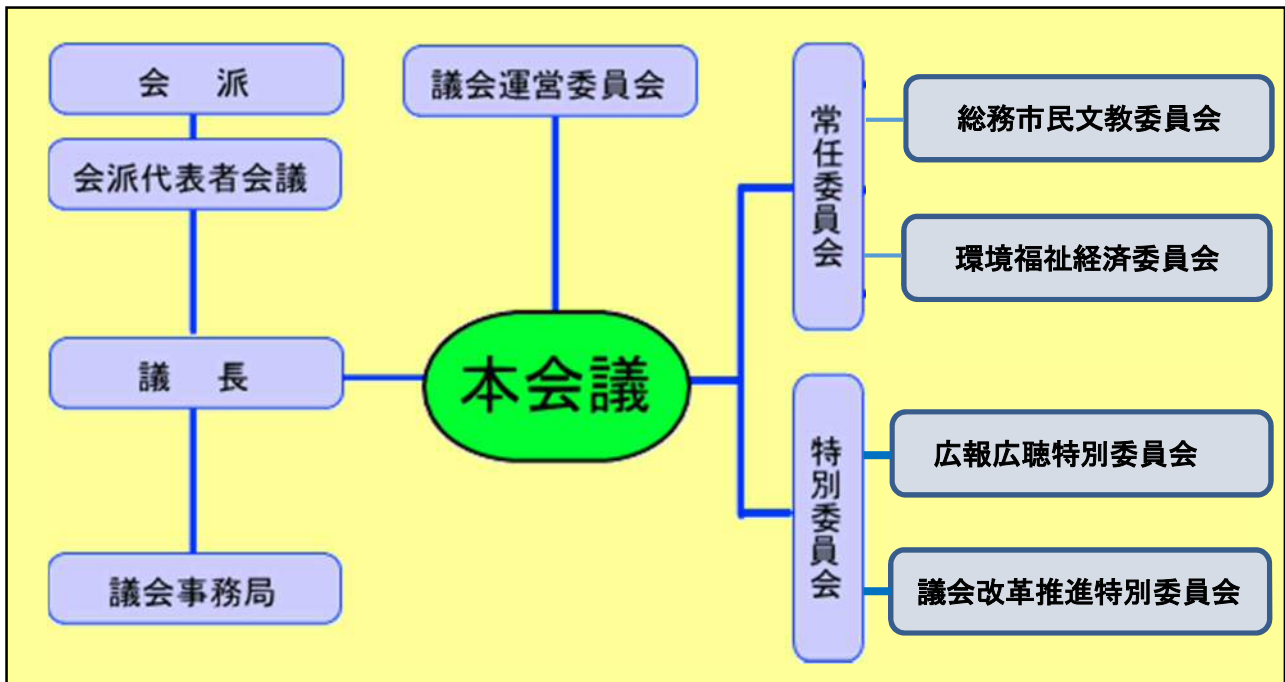
二元代表制

地方議会は、国政と異なり「二元代表制」という仕組みがとられています。「二元代表制」とは、議決機関と行政機関を対等・並列の関係、良い意味での対立関係に置き、相互に抑制・均衡(チェック・アンド・バランス)させ、民主的な政治を実現させるものです。市民にとっては、議員のみならず、首長も選挙することができ、自分の意志を反映できる選択枝が2つあることになります。

市議会の主な役割

- ◇条例を制定、改正、廃止します。
- ◇市の予算を決定し、決算を認定します。
- ◇副市長・教育委員、監査委員などの人事案件を審査します。
- ◇請願・陳情の審査をします。
- ◇市の事務に関し、検査・調査権があります。
- ◇議会で議決した決議等を意見書として国や県の機関に提出することができます。

光市議会の構成



議員

市議会を構成する議員は、市民の選挙で選ばれた市民の代表です。光市の場合、市議会議員の議員定数は、18人と定められています。任期は4年です。

※平成24年11月より、定数を22名から18名に削減しました。

会派

市議会では、市政に対する考えや意見を同じくする議員が集まって「会派」を結成し、活動しています。光市の場合、2人以上で構成されている団体を会派といいます。

会派名	代表者	幹事長	所属議員
彩り	森戸 芳史	笹井 琢	磯部 登志恵、田中 陽三 仲山 哲男
こう志会	中本 和行	萬谷 竹彦	大田 敏司、林 節子
新風会	河村 龍男	岸本 隆雄	
至誠会	木村 信秀	畠堀 計之	

※正・副議長は会派から離脱（議長 西村 憲治、副議長 土橋 啓義）

※会派に属さない議員：田邊 学、森重 明美

常任委員会

光市議会の常任委員会は条例で2委員会と定められており、委員の任期は2年です。議案は通常、各常任委員会に付託され、そこで審査されたのち本会議で審議されます。

※平成24年9月議会より、常任委員会の議事録をホームページで公開しております。

名 称	所 管 事 項	委 員 構 成
総務市民文教 委員会 9人	学校教育、社会教育、生涯学習、文化・スポーツ、市税の賦課徴収、市民生活安全、国民健康保険、後期高齢者医療、公民館、総務、人事、危機管理、防災、消防、行政改革、市政全般の計画、財政、企画などに関する事、他の委員会の所管に属しない事項	【委員長】 笹井 琢 【副委員長】 岸本 隆雄 【委員】 木村 信秀、田邊 学 中本 和行、仲山 哲男 西村 憲治、林 節子 森重 明美
環境福祉経済 委員会 8人	上下水道、ごみ収集、墓園、環境問題、病院、老健施設、福祉保健、健康増進、保育所、介護保険、幼稚園等、道路、市営住宅、都市計画、公園、商工業、農業、水産林業、観光、労働等に関する事	【委員長】 大田 敏司 【副委員長】 田中 陽三 【委員】 磯部 登志恵、河村 龍男 土橋 啓義、畠堀 計之 萬谷 竹彦、森戸 芳史

議会運営委員会

委 員 長	副 委 員 長	委 員
磯部 登志恵 (彩り)	萬谷 竹彦 (こう志会)	大田 敏司 (こう志会) 河村 龍男 (新風会) 畠堀 計之 (至誠会) 森戸 芳史 (彩り)

議会の円滑な運営を図るために設置され、委員の任期は2年と定められています。議会運営委員会は、原則として招集日の1か月前及び4日前に開会され、議会の日程や審議すべき事項を決定します。

特別委員会

特別委員会は、必要な場合、議会の議決で設置し、委員定数も議会の議決で定めます。委員は、議長が会議に諮って指名し、任期は審査が終了するまでです。

広報広聴特別委員会（平成30年12月25日設置）

委員長	副委員長	委員
田中 陽三	林 節子	岸本 隆雄、笹井 琢、田邊 学、中本 和行、仲山 哲男 畠堀 計之

多様な広報手段の調査や、市民が議会や市政に関心を持つよう、広報広聴活動の推進及び充実を図るために設置されました。

議会改革推進特別委員会（令和元年6月13日設置）

委員長	副委員長	委員
萬谷 竹彦	森戸 芳史	磯部 登志恵、大田 敏司、河村 龍男、木村 信秀 土橋 啓義、森重 明美

議会基本条例を制定後、一定年数を経過するにあたり、今後改革すべき事項等を整理し、目標を立てながら議会改革を更に推進するために設置されました。

※請願・陳情

市民の皆さんのご意見やご要望を行政に反映させるひとつの方法として、請願書、陳情書を議会に提出することができます。請願書には、請願の件名、趣旨、提出日及び請願者の住所、氏名を記載の上、押印し、1名以上の紹介議員の署名、押印を受けて、市議会議長あてに提出して下さい。請願書は、提出された後、その趣旨を委員会や本会議で審査し、採択、不採択を決めます。そして、採択された請願は、関係行政庁などに送付し請願の趣旨の実現を要請します。

陳情書は、議長の判断に任されますが、原則として本会議での議題にはせず、持参されたもので、重要な案件は写しを議会運営委員会で配布します。陳情書の場合は、紹介議員の署名は必要ありません。なお、陳情提出者が意見陳述を希望する場合は、委員会で意見陳述をすることができます。

傍聴のご案内

光市議会の本会議・委員会は全て一般に公開されています。どなたでも傍聴できます。

	本会議は、市役所3階の議場で開催されます。 市議会の本会議は、中学生以上の方ならどなたでも傍聴することができます。特別な手続きは必要ありません。傍聴をご希望の方は、本会議開催日に、市役所3階の傍聴席入口に備え付けてある受付簿(個票)に、住所、氏名、年齢を記入して傍聴席へお入りください。
	各常任委員会・特別委員会は市役所3階の委員会室で開催されます。本会議で付託された議案や請願を審査します。 委員会の傍聴については、委員長の許可が必要です。傍聴を希望される方は、委員会室でその旨を議会事務局に申し出て下さい。
	本会議の様子は、市役所ロビーにて中継生放送しています。 一般質問は、Kビジョンチャンネル122chで当日の夜と翌日の朝に放映されます。
	本会議場傍聴席入口に、アンケート用紙を用意しています。市議会を傍聴された感想・意見や、市政に対する考え方等、皆様のご意見をお書き下さい。

ホームページ・フェイスブックのご案内

光市議会ではホームページ、フェイスブック等で情報発信を行っています。本会議(一般質問)、常任委員会審査の議事録はもちろん、各議案に対する議員の賛否状況、委員会・会派の視察報告、請願や陳情の提出方法、議長交際費執行状況、政務活動費収支報告などを掲載しております。ぜひ、ご覧ください。

また市議会へのご意見も受け付けております。



光市議会

検索



(1) 環境福祉経済委員会からの報告

A 班【室積会場】『アルゼンチンアリの防除に向けて』

アルゼンチンアリの住処

アルゼンチンアリは在来種と異なり、地面を深く掘って巣をつくるよりは、ブロックやプランターなどと地面の隙間、コンクリートの割れ目など、すでにある隙間などを利用することが多いです。

アルゼンチンアリの巣を作らせにくい環境づくりを心がけましょう。



A 班【浅江会場】『光駅拠点整備基本計画について』

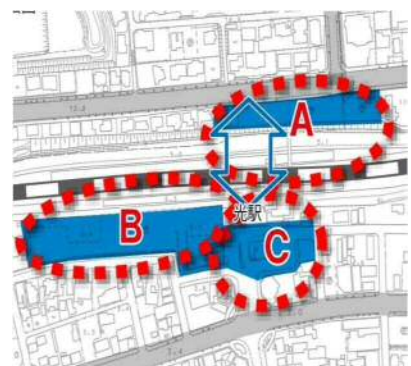
光駅を中心に半径約 500m（一般的な高齢者の徒歩圏）を対象地区として、20 年後の将来の姿を見据え、事業化の期間を概ね 15 年としています。

1. 光駅拠点整備基本計画（短期の取り組み例）

- ①南側・北側エリアの結節強化、機能の充実
- ②市内外からの交通結節機能の充実
- ③駅近接エリアの利便性能向上
- ④多世代が滞在・交流できる空間の創出

2. 魅力ある回遊空間の創出や居住促進（中長期の取り組み例）

- ⑤生活の質を高める多様な都市機能の誘導
- ⑥エキソバにある快適な住まいの確保
- ⑦生活の潤いを実感するレクリエーション空間の創出
- ⑧自然と調和するシンボリックな景観づくり
- ⑨観光資源の付加価値創出と魅力の波及



図：光駅周辺地区拠点整備基本構想

3. 同時・随時検討実施する取り組み事例

- * 安全・安心に関する取組み
- * 連携（民間と行政、多世代交流）・協働（まちづくり、エリア一体でのイベント）など

B班【周防会場】 『 島田川の洪水対策 』



現在も通行止めの小野橋



河道掘削が進む永代橋上流



土のうステーション(試験運用)

●平成 30 年度災害対策緊急事業 (事業費 10 億 5 千万円)

島田川河川整備計画の 4 k m 区間 (立野橋から下林堰まで) の河道掘削 11 万 m³ 及び護岸工事 1, 300 m² で今年度中に完成予定。

●令和広域河川改修事業 (緊急対策) (事業費 1 億 7, 220 万円)

永代橋から上流、木下橋下流の河道掘削と伐採工事で工期は今年度中。

●令和元年度広域河川改修 (通常分) (事業費 2 億 2 2 6 0 万円)

島田駅付近の河道掘削と護岸工事、用地買収で工期は今年度中。

●島田川洪水ハザードマップの改定

想定しうる最大規模の降雨 48 時間総雨量 546 ミリを想定し、現在の 48 時間の総雨量 331 ミリの浸水想定区域図を見直す。地域での意見交換会で素案提示。完成・配布は今年度中。

●土のうステーションの試験運用 (期間：7 月上旬から 10 月末まで、既に 300 個が利用。)

三島河川公園、ゆーぱーく光臨時駐車場、周防の森ロッジ、旧さつき幼稚園

●小野橋の撤去

河川管理者である山口県と協議を重ねた結果、河川管理施設等構造令の基準 (阻害率) を満たしていないため改修を断念。難工事のため来年梅雨までの撤去は難しい。

B班【大和会場】 『 溝呂井公営住宅 非現地建て替えについて 』

大和コミュニティセンターに隣接する公営住宅 (市営住宅・県営住宅) については、

令和 3 年度の完成を目指し、整備をすすめています。

●概算事業費	6 億 7, 000 万円
●主体構造部等	鉄筋コンクリート 4 階建て
●その他	駐車場 42 台程度 共用エレベータ
●住宅タイプ及び整備戸数	下表参照

市営・県営	特徴	タイプ (個数)
市営住宅	高齢、障害世帯や単身・2 人世帯向けに配慮	2 D K (1 2 戸)
		3 D K (8 戸)
県営住宅	子育て世代など、多人数世帯向けに配慮	2 D K (8 戸)
		3 D K (8 戸)
		4 D K (4 戸)



(2) 総務市民文教委員会からの報告

①防災対策（防災倉庫・消防機庫・防災行政無線サイレン・光市防災センター（案）等）

②小中一貫教育の導入

周防地区	周防コミセン内防災倉庫	周防地区の消防機庫
(仮称) 小中一貫(島田) 学園 <pre> graph TD A[島田小学校] --- B[島田中学校] C[上島田小学校] --- B B --- D[三井小学校] B --- E[周防小学校] </pre>	 令和元年 9 月に増設	 平成30年 7 月に被災
三井小学校内防災倉庫	島田中学校内防災倉庫	防災行政無線サイレンの変更 <u>従前と同様</u> 建物火災：5 秒× 3 回 山林火災：10 秒× 2 回 避難勧告、避難指示(緊急) ：15 秒× 1 回+放送 大津波警報：3 秒× 3 回+放送 津波警報：5 秒× 2 回+放送 津波注意報：10 秒× 2 回+放送 緊急地震速報 国民保護(弾道ミサイル、武力攻撃等) ※ダム放流に関するサイレンはありません。
 令和元年 9 月に整備	 令和元年 9 月に整備	
浅江地区	(仮称) 小中一貫(浅江) 学園 <pre> graph TD A[浅江中学校] --- B[浅江小学校] </pre>	
テクノキャンパス研修センター内防災倉庫		<u>新たに追加</u> 避難準備・高齢者等避難開始 ：15 秒× 1 回+放送
		

防災対策の県外視察 三重県伊勢市・三重県鳥羽市・岐阜県羽島市・静岡県藤枝市

・視察報告書はホームページで公開しています。 <http://www.city.hikari.lg.jp/shigikai/tyousakatudou.html>

大和地区

大和コミセン併設の消防機庫

平成31年
3月に整備



光市防災センター(案)について

平成30年6月 本庁舎建替計画の調査費計上
平成30年7月 西日本豪雨による被災
平成30年12月 本庁舎建替計画の凍結
令和元年9月 防災機能強化基本構想(案)
の中間報告



防災センターを
本庁舎敷地内に
整備し、防災機
能の高度化を図
る。

令和元年9月 中間報告の質疑と議員間討議
令和元年12月(予定) 調査費の補正予算計上

(仮称) 小中一貫(大和)学園



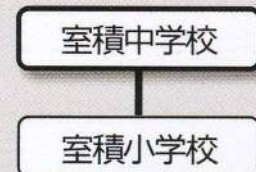
束荷地区の
防火水槽

牛島ヘリ離着陸場予定地



室積地区

(仮称) 小中一貫(室積)学園



スポーツ公園内(旧)防災倉庫



あいぱーく敷地内防災倉庫



令和元年9月に整備

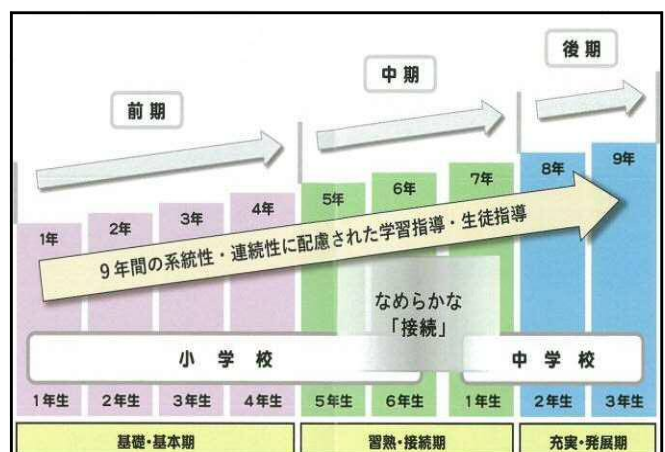
小中一貫教育に関する質疑(令和元年9月議会)

Q: 小中一貫教育はどう導入するか?

→義務教育の9年間を一体的にとらえる。一貫性のある教育課程のもと、小・中学校が「目指す子ども像」を共有し、系統的教育活動に取り組む。

Q: 小学校の再編統合を伴うのではないか?

→小中一貫教育について地域の皆様に丁寧な説明をする段階。再編統合については明確にお答えできる時期ではない。



(3) 広報広聴特別委員会からの報告

広報広聴特別委員会の設置と市議会モニター制度について

■広報広聴特別委員会の設置

平成30年12月25日（火）、市民の議会活動への参画機会の確保や、多くの市民が議会及び市政に関心を持たれるよう、積極的に広報広聴を推進すべく、広報広聴特別委員会（定数9人以内）を設置しました。設置後、委員会では、高校生との意見交換会を始め、議会モニターの開始、市議会 Facebook を開設など、市民参画機会の裾野を拡げるよう努めてまいりました。

【今後の委員会の主な活動】

1 議会モニター制度の運営実施

全国814市中25市（平成29年12月31日現在）しか取り組んでいない議会モニター制度を開始したところ、大学生など幅広い世代から応募をいただきました。提出された多様な意見を今後の議会運営に反映させてまいります。



2 議会報告会の開催

（高校生との意見交換会を含む）

市内にある光高等学校、光丘高等学校、聖光高等学校の生徒が本会議場に集い、毎年、若者の視点から光市の魅力などについて語っていただき、議員と意見交換を交わします。



3 議会広報紙発行（調査・研究を含む）

光市議会では平成20年8月号より、議会報を休刊しています。広報広聴特別委員会では議会広報紙の是非などを研究してまいります。



■市議会モニター設置制度の発足について

光市議会では、議会運営について、市民の皆さんから要望をお聞きし、分かりやすく開かれた議会運営を進めていくため、令和最初の事業として、5月から議会モニター制度を開始し、17名の皆さん（団体推薦6名、公募11名）に参加していただいています。

◎議会モニターの主な活動内容

- ・本会議や委員会を傍聴し、意見書などを提出すること
- ・市議会ホームページに関する意見書などを提出すること
- ・議長が依頼する議会運営に関する調査事項に回答すること
- ・市議会議員との意見交換会などに出席すること

（来年4月末までを任期とさせていただきます）

----- 議会モニターとの意見交換会を開催しました -----

広報広聴特別委員会では、これまで議会モニターと2回にわたり意見交換会を開催しました。

9月末までに、50件以上のさまざまなご意見・ご提言をいただいております。

いただきましたご提言については必要に応じて検討し、検討結果については、ホームページ等で公表するようにいたします。



◎モニターからいただいたご提言の中から現在改善に取り組んでいるもの

- ・議会行事の周知をより判りやすく、早い時期にホームページで周知する
- ・委員会での環境改善（座席表、マイク利用、エアコン等）
- ・暫時休憩時間の案内

このほか、モニターの皆さんの積極的なご参加により、定例会の傍聴者数が2倍以上に増加するなどの変化が見受けられました。

(4) 議会改革推進特別委員会からの報告

議会改革推進特別委員会の設置について

■議会改革推進特別委員会の設置

光市議会では、今後改革すべき事項等を整理し、目標を立てながら議会改革を更に推進するため、令和元年6月13日の本会議において、議会改革推進特別委員会を設置しました。委員会には、下記の項目が付議されており、これから重点的に取り組んでまいります。

◎付議された項目

- 1 光市議会基本条例に定める条項の検証方法について
- 2 議員間討議（試行）の取り組みについて
- 3 要望・陳情の取り扱いについて
- 4 議員定数、議員報酬の調査研究について
- 5 政務活動費の見直しについて
- 6 議会 ICT 化への調査研究について
- 7 申し合わせ事項の見直しについて



【これまでの委員会開催日および協議内容】（令和元年10月15日現在）

これまでの主な審議事項として、「光市議会基本条例に定める条項の検証方法について」「議員間討議の取り組みについて」「要望・陳情の取り扱いについて」を取り上げています。また、これからは「政務活動費の見直しについて」を中心に他の項目についても議論を繰り広げていく予定です。

委員会開催日・協議項目

委員会開催日	協 議 項 目
6月28日	7つの付議された項目について
7月 5日	議会基本条例の検証
7月22日	議会基本条例の検証
8月19日	議会基本条例の検証
9月 6日	議会基本条例の検証 要望・陳情の取り扱いについて
9月17日	議員間討議（試行）の取り組みについて 要望・陳情の取り扱いについて
10月11日	政務活動費の見直しについて

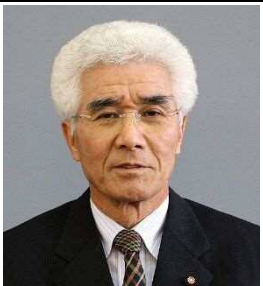
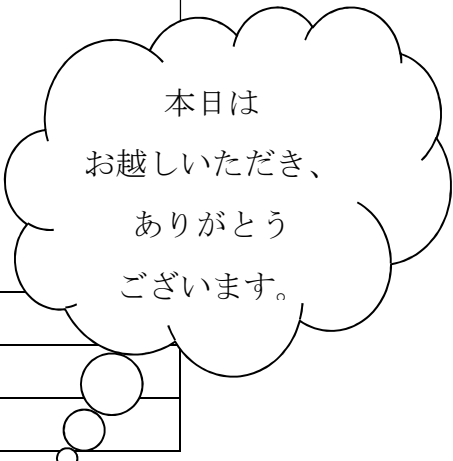
※基本条例は下記の理念・目標に向かって制定した条例です。

光市議会の目指す方向

1. 二元代表制のもと、市長と議会の相互抑制を図る。
2. 市民の負託に応えるため、わかりやすい議会を目指す。
3. 情報や課題を共有するとともに監視機能を強化する。
4. 活発な議員間討議による積極的な政策提言を実現する。
5. 積み重ねてきた議会改革の取り組みを確かなものとする。

光市議会基本条例の検証については、条例制定後の議会活動を振り返り、今後の対策についても協議を行いました。これからは、議員全員で、条例の評価を行っていきます。

市議会議員紹介

写 真				
氏 名	西 村 憲 治	土 橋 啓 義	磯 部 登志恵	大 田 敏 司
会 派	議 長	副議長	彩り	こう志会
常任委員会	総務市民文教	環境福祉経済	環境福祉経済	環境福祉経済
				
河 村 龍 男	岸 本 隆 雄	木 村 信 秀	笹 井 琢	田 中 陽 三
新風会	新風会	至誠会	彩り	彩り
環境福祉経済	総務市民文教	総務市民文教	総務市民文教	環境福祉経済
				
田 邊 学	中 本 和 行	仲 山 哲 男	畠 堀 計 之	林 節 子
会派に属さない	こう志会	彩り	至誠会	こう志会
総務市民文教	総務市民文教	総務市民文教	環境福祉経済	総務市民文教
				
萬 谷 竹 彦	森 重 明 美	森 戸 芳 史		
こう志会	会派に属さない	彩り		
環境福祉経済	総務市民文教	環境福祉経済		

メ　モ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



光市議会広報広聴特別委員会

〒743-8501 光市中央6丁目1番1号

TEL(0833)-72-1613

FAX(0833)-72-5951